

# 横浜事件の「全体構造」の解明

## ——第四次再審の使命

◆第四次再審請求弁護団

大川 隆司



# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

『改造』誌一九四二年八月、九月号に掲載された細川嘉六論文「世界の動向と日本（以下「細川論文」）について、故小野康人氏が編集者として関与した行為が、治安維持法第一条に違反するの否か、それが第四次再審固有のテーマです。

一見地味ですが、このテーマは横浜事件の「全体構造」を解明するために、必要不可欠のものであります。「全体構造」とは、芋づる式に検挙された人々全体が実際に行っていたことの構造ではなく、国家権力（特高警察と思想検事およびそれに追従した裁判官）がでっち上げた事件の構図のことです。

その構図がウソであることを論証することによってはじめて、横浜事件が非道な思想弾圧、言論弾圧であったことが浮き彫りにされます。

特高が描いた構図の中では、一九四二年七月四日、五日の「泊会議」は「日本共産党再建の謀議」であり、細川論文は「共産主義的啓蒙論文」、すなわち再建されるべき共産党のマニフェスト的文書でした。「泊会議以前」のいろいろな人々の会合は、細川人脈につながることであり、共産党再建を準備する活動であり、「泊会議・細川論文公表後」の人々の動きは、再建共産党を強化し、国際的連絡を確立するための行為と位置づけられています。

小野康人氏にかけられた嫌疑は

「事件の全体構造」の二大キーポイントである「泊会議」と「細川論文」にかかわるものでした。前者が判決以前に公訴事実から脱落した理由を解明すること、および後者が共産主義的啓蒙論文ならぬ民族自決主義奨励の提言であつて、判決はシロをクロと断定したものであることを、裁判所自身に認めさせることによって、横浜事件は砂上の楼閣であつたという客観的評価をはじめて確立することができず。

検挙者に対する拷問の存在などの基礎的事実が第三次再審の判決を通じて明らかにされることが期待されます。そのことはもちろん重要ですが、さらにその上に解明すべきテーマを解明していくこと、それが私たち第四次再審の独自の使命ではないかと思ひます。

No.55  
2005. 12. 1  
[事務局]  
〒101-0064  
東京都千代田区  
猿楽町1-4-8  
松村ビル401  
TEL03-3291-8066  
FAX03-3291-8066

再審裁判も20年目を迎え、ついに光が見えてきました。

今年も引き続き会員としてご支援をお願いいたします。

■年会費 個人1102千円、団体1105千円

※振替用紙を同封しました。最寄りの郵便局よりお願いします。

# ついに開かれた〈再審〉の扉! その法廷の様子をご紹介します

横浜事件・第3次再審請求  
第1回再審公判＝傍聴記録

■ 2005年10月17日 午前11時開廷 101号法廷



■ 裁判長 再審開始決定に基づき、再審を開始する。

■ 検察官 以下の理由に基づき、速やかに免訴とすべきである。

① 大赦が行われている、② 治安維持法は廃止されている、③ プラカード事件の判例、④ 旧刑事訴訟法の規定。

■ 大島久明弁護士 免訴による形式的判決で打ち切るのには許されない。たしかに大赦は行われたが、「無実を証明する権利」は保留されている。有罪判決がどうして生じたかを説明するのが本法廷の任務であり、「臭いものにふた」は許されない。

■ 森川金寿弁護士 第一次再審請求を行ってから20年になる。(第一次の)9人の汚名が今こそはらわれなければならない。

■ 竹沢哲夫弁護士 稀代の悪法である治安維持法を、この法廷で弾劾せねばならない。問題点は次の4点である。

① 証拠構造—— 自白が証拠のすべてである点。

② 拷問は、検察官、予審判事の承認の下に行われた。

③ 被告はいずれも誤った裁判の犠牲者である。

④ 事件に関連して『中央公論』改訂版は廃刊となった。この出版界弾圧の実態をこの公判で明らかにすべきである。

以上の他に、この公判の課題として、いくつか指摘したい。

① 治安維持法は弾圧の凶器であった。とくに目的遂行罪の適用はきびしく追及されるべきである。

② ポツダム宣言による治安維持法の失効の問題も検討すべきである。

③ 拷問により自白にいたる経緯も明らかにすべきである。

④ 即日有罪判決の実態も明らかにすべきである。

⑤ 被告人たちの家族のこうむった被害についても明らかにしてほしい。

吉田石松翁(厳窟王)の再審公判で、無罪判決の後、名古屋高裁の裁判長は次のように述べた(1963・3・28)。

「…裁判所は吉田翁に対し、われわれの先輩の犯した過誤を痛切に反省するとともに、翁の不撓不屈の精神力に敬意を表し、余生の安らかならんことを切に望みます」。本法廷でも、このような精神に基づいて充実した審理をお願いしたい。

■ 向 武男弁護士 横浜事件とは何だったのか、事件全体を構成する6つのグループからなる事件のそれぞれを解説。

## 《休憩》

■ 吉永満夫弁護士 失われた確定判決書について。一部に残存する判決書、予審終結決定書、供述書等から、判決書は復元できる。拷問の事実も口述書から明らかに出来る。

■ 岡山未央子弁護士 やっつけ即決裁判についての批判。敗戦後、裁判所は周章狼狽、臭いものにふたを急いだ。そこに見られるのは、「司法の自覚」の欠落である。海野弁護士の回想録等には、八並裁判官の「8月27日に公判をやりたい。いいじゃないか、わかっているでしょう」とか、石川予審判事の「海野さ

ん、泊はもういいにしよう」といった発言が紹介されている。また、板井請求人も「8月1日、いつもはこつちから出向くのに、予審判事が向こうからやってきた」と語っていた。

判決書には証拠欄におしなべて「被告人の公判廷における供述」とある。しかし、物理的にも証人尋問はあり得なかった。

当時の横浜地裁は、司法機関としての役割を放棄したとしか言えない。なぜ、敗戦後の混乱時とはいえ、司法機関が「法の番人」として社会的役割を放棄したのか、こ

の問題を解明しなくては、こうした過ちが繰り返されるだろう。

■新井 章弁護士①横浜事件の判決は、1945年8月15日以前に7件、8月16日から9月15日のわずか1か月の間に26件もの判決が集中的に下されている。異例、異常としか言いようがない。

なぜこんなに急いだのか。占領軍による軍国主義者の追及が迫っていたということもあるが、「占領軍に介入される前に処理しておきたい」という「仕事意識」、また関係者があるうしろめたさを抱きはじめていたせいではないか？

## 再審公判を傍聴して

新一 小野

やっとここまでできたかという想いと、母がこの瞬間を待ちにまっていたことが重なって、ちよつと緊張して法廷の進行を見守った。検事側の論告は予想通りの「免訴」だったので、がっかりした。傍聴席は、検事および弁護団の主張が聞きにくい位置だったので、双方の主張がはつきりと聞き取れなかったのが残念だった。

たった一つ、裁判所が冒頭手続きの中で、起訴状等の記録が残存していないので、弁護団が復元した判決書等にて審理することを提示したのが良かったと思う。まだ始まったばかりで、今後の審理の状況を注意深く見守りたい。そして、父親・母親に早くいい結果を報告できるように、速やかに審理を行うよう要請したい。

②ポツダム宣言による失効説に地裁が同意してくれたのは、画期的であった。この地裁決定があったればこそ、再審の扉は開かれた。その意義はどんなに評価してもしすぎることはない。

③さらに高裁の中川決定は、手続き的レベルを超えて、事件の本質に踏み込んだ決定だった。「共產主義なんか念頭に置いたこともない善良な人々」があのように苦しめられた。あのようなアウトロウな公判が許されるのか、という観点からのご判断をお願いしたい。

■内田剛弘弁護士②拷問について。事件当時も拷問は違法だった。以下、明治初期の仏人ボアソナード博士による拷問禁止の提言など、拷問禁止の歴史を解説。最後に、遺族の苦勞についても目を注いでほしい、と。

■斉藤一好弁護士②木村請求人によるジュネーブ国連人権委員会での国際社会への訴えを紹介。国連人権宣言、人権規約からの視点を喚起。

■環 直彌弁護士②無罪は明かであるが、本件の特殊性から、とくに次の2点を明らかにしてほしい。

①確定判決にいたる過程——治安維持法を乱用し、権力による違法行為——違法捜査、違法な裁判が行われた。

②再審にいたる過程——第1次請求での地裁決定は、「一件記録は焼却されたものと窺われる」と述べた。記録の保存は司法官庁の責任でありながら、その探索や復元の努力を行った形跡は見えない。なぜ、裁判所はその努力を惜しんだのか、納得できない。

裁判所は、以上の点を明らかに判示して、恥ずべき過去を清算し、改めて人権と思想の自由の尊重を国民の前に示すべきである。

以上で、第1回は終了。午後4時10分。(次回は12月12日11時開廷。ビデオ上映、証人尋問、最終弁論を予定。)

(「支援する会」事務局・梅田)

会員の皆さんの声

◆私、「横浜事件」発端の舞台となりました朝日町(旧泊町)の隣町・入善町にくらしております。これまで「泊町の紋左事件」として事件があったことは耳にしていますが、深く積極的に事件の内容を知ろうということはありませんでした。しかしこの春三月に、東京高裁で横浜事件の再審が決定され、有罪確定から六〇年を経過して無罪への道が開かれましたこと、元被告の皆様とご遺族をはじめ弁護団の皆様の揺るぎ無い強い決意にただただ敬服いたしております。つきましては入会の申し込みと、これまでの会報を拝見致したく会報の購入方法等お教え頂きたくお願い申し上げます。(金沢孝二)

◆再審大変嬉しく思います。切手の足しにしてください。(百瀬雄彦)

◆わざわざばかりですが、長きもの闘いに頑張っているらしやる人達へのカンパとさせていただきます。

(岡田全弘)

◆再審の報道に喜んでおります。時の権力に従う裁判官・検察官を裁き、事件関係者の本当の無罪を勝ち取ってもらいたい。カンパを少々送ります。(青木 誠)

◆カンパです。わずかですみません。氏名は出さないで下さい。

◆長い努力に本当に感動しております。右傾化が狂気のように進められて今、とても貴重な運動であると思います。(関口澄子)

◆大きな一歩を踏み出せましたことと喜んでおります。(島田修一)

◆再審公判勝利の日まであと少し！ 頑張りましょう。(高畑健一)

カンパを寄せて下さった方々

- 9月 小野新一 金沢孝二
- 10月 永田誠 岡田全弘 青木誠 齋藤信子 高畑健一 百瀬雄彦 鈴木三男吉 (敬称略)

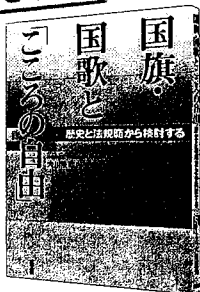
事務局より

▼支援する会はこの11月で20年目に入りました。先日はじめて借り

入れをしまいました。皆様会費の更新をどうかよろしく願います。

▼第三次再審の2回目公判は12月12日(月)11時からです。傍聴を希望の方は10時半までに横浜地裁においでください。前回は傍聴券38枚に対し、百人を超える希望者がいました。公判はこれが最後です。(金田)

大川隆司先生の  
本ができました！



「この一冊で『国旗・国歌』問題の本質がわかります！」

国旗・国歌と「このころの自由」

歴史と法規範から検討する

神奈川「このころの自由裁判」弁護団代表  
大川 隆司 著  
四六判・128ページ  
定価1,155円 (本体1,100円+税)

「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱せよ。従わない者は厳正に対処する」  
強制と脅しの通達が東京について神奈川でも発せられた。  
国旗・国歌への職務命令による「忠誠」の強制は許されるのか？  
裁判を起こした弁護団代表が、歴史を振り返り、法規範を総点検してその違憲・違法性を明らかにする！

- 「内容構成」
- I 神奈川県立学校で今どんなことが起きているか
  - II 「日の丸・君が代」と学校儀式の歴史 この裁判に適用される法規範
  - III 国旗国歌に対する忠誠義務は存在しない
  - IV 「歴史の記憶」は消せない
  - V

高文研

発行所 株式会社 高文研  
〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-1-8  
TEL 03-3295-3415 FAX03-3295-3417

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿楽町1-4-8  
松村ビル401

横浜事件再審裁判を支援する会  
tel/fax 03-3291-8066  
(年会費) 個人：2000円、団体：5000円

●郵便振替 00130-7-150641  
●銀行振込 みずほ銀行九段支店  
普通預金口座1478864

横浜事件再審裁判を支援する会